



龍ヶ崎市長 殿

中企第123号  
令和5年5月10日

茨城県知事 大井川 和彦  
(公印省略)

### 大規模小売店舗の届出に関する公告通知及び意見照会書

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により届出のあった下記の大規模小売店舗について、同条第3項の規定に基づき準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告するので、同法第8条第1項の規定に基づき通知するとともに、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から貴市の意見を求めますので、令和5年9月15日までに別紙意見書により回答願います。

#### 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サプラスクエア サプラ  
龍ヶ崎市小柴5丁目1番2
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 名称及び代表者氏名  
筑波都市整備株式会社  
代表取締役 石原 孝
  - (2) 住所  
つくば市竹園三丁目18番地2
- 3 届出年月日  
令和5年5月2日
- 4 公告の内容  
別紙のとおり
- 5 公告年月日  
令和5年5月15日

問い合わせ先

茨城県産業戦略部中小企業課  
大型店担当 埜  
TEL 029-301-3559  
FAX 029-301-3569

課名	中小企業課 3559
増刷 部数	

起案 者印	埴
照合 者印	

茨城県告示第626号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和5年5月15日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 石原 孝

(2) 住所

つくば市竹園三丁目18番地2

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サプラスクエア サプラ

龍ヶ崎市小柴5丁目1番2

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ショッピングセンターサプラ

(変更後) サプラスクエア サプラ

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和5年5月1日 外

(4) 変更する理由

ア リニューアルに伴い大規模小売店舗の名称を変更したため

イ 小売業者の入退店及び、小売業者を行う者の代表者氏名及び住所並びに小売業を行う者の変更があるため

3 届出年月日

令和5年5月2日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

※受理年月日	R5年5月2日
※受理番号	007
※備考	

変更届出書

令和5年5月2日

茨城県知事 殿

氏名 筑波都市整備株式会社  
代表取締役 石原 孝  
住所 茨城県つくば市竹園三丁目18番地2

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サプラスクエア サプラ  
所在地 茨城県龍ケ崎市小柴5丁目1番2

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ショッピングセンターサプラ  
(変更後) サプラスクエア サプラ

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 添付資料 小売業者一覧① 参照  
(変更後) 添付資料 小売業者一覧② 参照

3 変更の年月日

令和5年5月1日 外

4 変更する理由

- (1) リニューアルに伴い大規模小売店舗の名称を変更したため。  
(2) 小売業者の入退店及び、小売業者を行う者の代表者氏名及び住所並びに小売業を行う者の変更があるため。



茨城県知事 大井川 和彦 殿

龍ヶ崎市長 萩原 勇

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和5年5月15日付け茨城県告示第626号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サプラスクエア サプラ

所在地 龍ヶ崎市小柴5丁目1番2

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 石原 孝

住所

つくば市竹園三丁目18番2

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
なし	

(2) 理由

--

(参考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。

2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。